定 期 試 験 解答·解説

授業科目名	法理学	2	015 年度	:	後期			
		定期試験期間外						
担当教員名	足立英彦	試験日・時間	1	月	29	日 (	金	)
			14:	45	~	16:	15	

- 1. 次の語句をそれぞれ簡潔に説明しなさい。(各4点)
  - (a) 規範文

解答 規範文とは、義務的な表現を含む文である。

(b) 小反対の関係

解答 小反対の関係とは、同時に偽となる場合がない関係のことである。

(c) 権限

解答 権限とは、一般的規範や個別的規範を制定、変更、廃止することによって、自分や他人の地位 に変更を加える能力のことである。

(d) 分配的正義(平等)

**解答** 分配的正義とは、「等しき者を等しく扱え」という標語で表される原理であり、同じ性質を有する者に同じ利益や負担を分配することを意味する。

(e) 反法律的法形成 (contra legem)

解答 反法律的法形成とは、事実に適用すべき制定法は存在するものの、それを適用することはあまりに耐え難く正義に反すると考えられる場合に、その制定法とは両立しない法規範を形成することである。

2. 次の推論は妥当か、真理表を用いて説明しなさい。妥当でない場合は反例も示せ。(5 点)

# $A \rightarrow B, B$ ゆえに A

## 解答

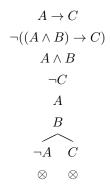
		前提1	前提 2	結論
A	B	$A \rightarrow B$	B	A
1	1	1	1	1
1	0	0	0	1
0	1	1	1	0
0	0	1	0	0

この推論において,前提がすべて真の場合は 1,3 行目であり,そのうち 3 行目では結論が偽となっている。すなわち,この推論には 3 行目の「A 偽,B 真の場合」という反例がある。したがって,この推論は論理的に正しくない。

解説 講義で配布した「法理学 1」7 頁練習問題 iii(解答も配布)と同じ問題である。反例を書けていない場合は 1 点減。

- 3. 次の推論は妥当か、タブローを用いて説明しなさい。妥当でない場合は反例も示せ。 さらに (a) では、タブローを用いるとなぜ推論の妥当性を判定できるのかについても説明すること。
  - (a)  $A \to C$  ゆえに  $((A \land B) \to C)$  (6点)

解答



タブローの方法で推論の妥当性を判断するためには、まず推論のすべての前提と、結論の否定とを縦に並べる。これは、すべての前提が真、結論が偽という場合がある(すなわち推論に反例がある)という仮定を立てることを意味する。つぎに、すべての前提と結論の否定をそれぞれタブローの展開規則(上段の複雑な論理式が真になるためにはどのようなより単純な論理式が真でなければならないかを下段に示したもの)に従って展開することによって、そのような場合が実際にあるかどうかを探究する。その結果、ある命題とその命題の否定がすべての経路に現れるならば、すなわちすべての経路が閉じるならば、最初に並べた論理式をすべて真にするような場合は実はなかったということが判明する。つまり、この推論のすべての前提を真に、結論を偽にする場合(推論の反例)があるという仮定が間違っていたことになる。したがって当該推論は反例のない、妥当な推論であることが分かる。

本問の推論の前提と、結論の否定を縦に並べたものをタブローの方法で展開すると、2 本の経路 はすべて閉じることが分かる。したがって、問の推論には前提が真で結論が偽となる場合、すなわ ち反例が存在しないので、当該推論は妥当である(論理的に正しい)。

解説 タブローの仕組みを書けていない場合は2点減。

(b)  $\exists x P x$  ゆえに Pa (4点)

解答

$$\exists x P x$$
$$\neg P a$$
$$P b$$

タブローが閉じない。ゆえに問の推論は妥当でない。反例は Pa が偽で Pb が真の場合 (a が P で なく,b が P である場合)。

解説 戸田山『論理学をつくる』 129 頁練習問題 31(2)(b) より。 1 行目を存在例化(EI)する 3 行目では,その上(1,2 行目)でまだ現れていない個体定項(たとえば b)を x に代入しなければならないことに注意。反例が正しく書けていない場合は 1 点減。

- 4. 次の文章のうち、誤っているものを二つ選べ。(5点)
  - (a) 勝つために膨大な訴訟費用が必要となることがはっきりしている訴訟を依頼人が起こそうとしているとき, 弁護士はその訴訟を思いとどまらせるべきであるとイエーリングは主張した。
  - (b) イエーリングは、権利を主張することは自己を倫理的存在として保存せよという命令にしたがうことにほかならないと主張した。

- (c) ケルゼンによれば、民主政は専制制と同様に腐敗するものの、後者においては国家権力に都合の悪いことは一切隠蔽されるが、前者においては公然性の原則が支配するので腐敗が目につき易いという違いがある。
- (d) ケルゼンは、国民の自由(自己決定の権限としての)を最大化するためには、人々の過半数の合意 に基づいて国の法律を定める民主制を守らなければならないと主張した。
- (e) ケルゼンは、過半数の人々が民主制を捨てようとする場合には、暴力に訴えてでも民主制を守らなければならないと主張した。

#### 解答 (a)(e)

#### 解説

- (a) 誤り。イェーリング(村上淳一訳)『権利のための闘争』(岩波文庫, 1982年) 47-48頁。
- (b) 正しい。 同上 49-50 頁参照。
- (c) 正しい。ハンス・ケルゼン(長尾龍一訳)「民主制の擁護」『ハンス・ケルゼン著作集 I』(慈学社出版, 2009 年) 109 頁。
- (d) 正しい。同上 111-112 頁。
- (e) 誤り。同上113頁。
- 5. 次の文章のうち、誤っているものを二つ選べ。(5点)
  - (a) ある集合が整合的であるならば、その集合に含まれる命題はどんな場合でも真である。
  - (b) 法理学は、「法とは何か?」という課題と取り組む学問である。
  - (c) 作為の命令(作為の義務)は作為の許可と不自由をともに含意する。
  - (d) 自然科学が論証しようとする命題は、その内容と異なる現実があれば否定される(偽であることが 証明される)が、規範科学が論証しようとする命題は、その内容と異なる現実があっても否定され ない。
  - (e) 条件つきの一般規範は、条件を満たす者のみを名宛人とする規範である。

# 解答 (a)(e)

## 解説

- (a) 誤り。ある集合が整合的であるとは、その集合に含まれるるすべての命題を同時に真にするような場合が存在するということであり、それらの命題がどんな場合にも真である(つまり、すべての命題がトートロジー)ということは意味していない。
- (b) 正しい。
- (c) 正しい。
- (d) 正しい。たとえば自然科学者が論証しようとする命題「プレートが動くならば地震が起こるに違いない」は、プレートが動いたのに地震が起こらないという場合があれば否定される。これに対して規範科学が論証しようとする命題「犯罪を犯した者は処罰されなければならない」は、犯罪を犯した者が(逃げおおせるなどして)処罰されない場合があったとしても否定されない。
- (e) 誤り。条件つきの一般規範も一般規範であり、すべての者が名宛人である。ただし、条件を満たさない者にとって、その規範の効果の部分の真理値は真または偽のいずれかであり、この規範だけではその真理値は定まらない。2014年度法学類定期試験3で出題。
- 6. 次の文章のうち、誤っているものを二つ選べ。(5点)
  - (a) a が b に対してある特定の行為 G をすることを許されていないなら, b は a に対してその行為 G

をしないことを求める権利を有している。

- (b) 国民が国に対して神を信じる自由を有しているならば、国は国民に対して神を信じないことを求め る権利を有していない。
- (c) 消極的権利とは自由のことであり、積極的権利とは自由権のことである。
- (d) 物権は、すべての人に対する特定の人の自由権である。
- (e) aが b に対して, b の地位を変更する権利を有してるということは, b は a に対して服従しているということである。

#### 解答 (c)(e)

#### 解説

- (a) 正しい。 $\neg PabG$  は  $Oab\neg G$  と論理的に同値であり, $Rba\neg G$  とも論理的に同値である。したがって, $\neg PabG$  と  $Rba\neg G$  は論理的に同値なので,前者が真なら後者も真である(逆も成り立つ)。
- (b) 正しい。国民 $extbf{a}$ , 国 $extbf{b}$ , 「神を信じる」 $extbf{c}$  とする。 $PabG \wedge Pab \neg G$  が真なら,PabG は真である。この PabG は  $\neg Oab \neg G$  と論理的に同値であり, $\neg Rba \neg G$  とも論理的に同値である。したがって, $PabG \wedge Pab \neg G$  が真なら, $\neg Rba \neg G$  は真である(逆は成り立たない)。
- (c) 誤り。消極的権利とは不作為を求める権利,積極的権利とは作為を求める権利のことである。
- (d) 正しい。
- (e) 誤り。服従している者の相手方は権「限」を有している者である。
- 7. 次の (a) または (b) に答えよ。なお、両方に答えた場合は高得点の方をあなたの得点とします。(20 点)
  - (a) 法規範をその名宛人の違いによって分類する方法を説明し、さらに、その分類方法によって、なぜほとんどすべての法規範が分類できるのかについても説明しなさい。

**解答** 法規範は、具体的に名指ししうる特定の人を名宛人(義務を課される人)とする個別的法規範と、不特定のすべての人を名宛人とする一般的法規範に分類することができる。

規範は記述部分と義務様相から構成される命題であるが、その記述部分の真偽が定まらなければ、規範全体の真偽も定まらない。ところで、文の主語は、特定の人(定項)か不特定の人(変項)かのいずれかであるが、文の真偽が定まるのは、前者か、後者のうち主語が全称量化または存在量化されているものに限られる。しかしながら、存在量化された主語を持つ記述部分を含む規範(「誰でもいいから、ある人が~をすることを命じられる」)を法規範として想定することは難しい。したがってほとんどすべての法規範は、特定の人を主語(名宛人)とする個別的法規範と、不特定のすべての人を主語とする一般的法規範のいずれかである。

解説 2013 年度法務研小テスト 6 と同じ問題。個別的法規範と一般的法規範の説明 13 点, さらに存在量化された主語を持つ規範に言及していれば 2 点, 命題の真理値に引き付けて, 上記の分類方法の包括性を説明できていれば 5 点。

(b) 犯罪を犯す者や不法行為を行う者は合法的な世界の住人か。「行為規範」「制裁規範」という語を用いつつ説明しなさい。

**解答例** 以下のように考えるならば、犯罪を犯す者や不法行為を行う者は合法的な世界の住人であるといえる。

特定の行為類型の作為または不作為を命じる規範を行為規範と呼ぶことにする。このような規範  $(O \forall x \neg U x$  とする)が法体系に属していると仮定すると、以下のような不都合が生じる。第一に、この規範はあらゆる合法的世界においてすべての人が U をしていないということを意味する。そ

うすると、U をする者に対して V という制裁を科す法規範をさらに定めたとしても、合法的な世界においては誰も U をしないので、V を科される者もおらず、したがって制裁規範を定める意味がない。さらにそもそも、このような行為規範からは、任意の制裁規範を演繹することができる。なぜなら、 $O \forall x \neg U x \models O \forall x (U x \rightarrow V x)$  という推論は論理的に正しく、しかも V は任意の述語でよいからである。例えば、ある法規範の体系のなかに「人を殺してはならない」という行為規範が属しているとしよう。その場合、「人を殺したならばあらゆることをすることがが命じられる」、という規範命題も同時にその規範体系の中に属しているということになる。たとえば、「人を殺したならば 5 年以上の懲役を命じられる」も、「人を殺したらならばもう一人別の人を殺すことを命じられる」も、この規範体系の中では真となる。このため、わざわざ国会で殺人者の処罰を定める制裁規範を定める必要はないのである。

このような不都合は、行為規範と制裁規範はそれぞれ別の規範体系に属しており、それぞれ別の理想世界を記述する命題であると考えることで回避できる。行為規範は最善の世界を記述する命題である。しかし、われわれ人間は行為規範に反することもある。行為規範に違反する人がおり、かつ、その人には必ず制裁が科される世界は、制裁がまったく科されない世界(最悪の世界)よりは良い。ただし、規範に違反する人がいるという点では、行為規範に違反する人がいない最善の世界より悪い世界である。制裁規範は、そのような最善の世界と最悪の世界の中間に位置する、いわば「よりましな」、次善の世界を記述する命題である。

したがって、行為規範は法体系には属さず、別の規範体系(たとえば道徳規範の体系)に属し、 法体系に属すのは制裁規範だけであると考えるならば、前者は犯罪を犯す者のいない道徳的な世界 (最善の世界)を、後者は犯罪を犯す者のいる合法的な世界(次善の世界)を記述する命題である ということになる。

8. 講義に対するご意見、ご感想、改善提案等があれば、答案用紙に記入してください(任意)。

回答 板書で章・節の番号の振り分けが統一されておらず分かりにくいことがあったという指摘がありました。例年同じような指摘を繰り返し受けており、来年度こそは改善したいと思います。また、小テストは 45 分では短すぎるという指摘がありましたので、来年度は 60 分にするつもりです。

以上

# 参考(2015年2月15日現在)

- 履修登録 66 名,定期試験受験者 42 名,定期試験平均点 52.8 点(70 点満点),総合平均点 72.5 点(100 点満点)
- 総合評価

S(100-90)	A(89-80)	B(79-70)	C(69-60)	不可 (59-0)	放棄
3人(4.5%)	9 (13.6%)	15 (22.7%)	$10 \ (15.2\%)$	5 (7.6%)	24 (36.4%)

- 合格者数 37 ÷定期試験受験者数 42 = 88.1%
- 定期試験 69 点 2 名, 68 点 2 名
- 総合 96 点 1 名, 94 点 1 名